

子ども・子育て支援新制度 について

平成25年7月12日
市川市
こども部 子育て支援課

子ども・子育て関連3法

(1) 子ども・子育て支援法

《内容》 ○教育・保育にかかる給付
○地域子ども・子育て支援事業、など

(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の 総合的な提供の推進に関する法律の一部を 改正する法律

《内容》 ○認定こども園法の一部改正

(3) 関係法律の整備等に関する法律

《内容》 ○上記2法の施行に伴う児童福祉法等関係法律の整備

目的

- (1) 質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供
- (2) 保育の量的拡大・確保
- (3) 地域の子ども・子育て支援の充実

3

教育・保育に係る施設・事業者

分類	施設・事業	認可	確認	指導監督
教育・保育施設	認定こども園	県	市	県・市
	幼稚園			
	保育園			
地域型保育事業	小規模保育	市		市
	家庭的保育			
	居宅訪問型保育			
	事業所内保育			

※「確認」について

・給付支給対象施設・事業者であることの「確認」

・子どもの区分(※)ごとの利用定員を定める。(市川市子ども・子育て会議での意見聴取が必要)

※子どもの区分

①3～5歳 教育のみ

②3～5歳 保育の必要性あり

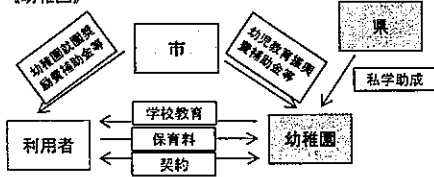
③0～2歳 保育の必要性あり

4

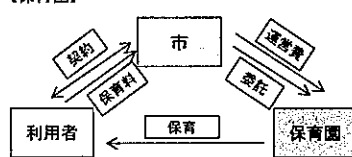
教育・保育施設、地域型保育 市・利用者・事業者の関係

【現行】

《幼稚園》

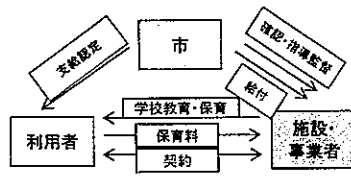


《保育園》

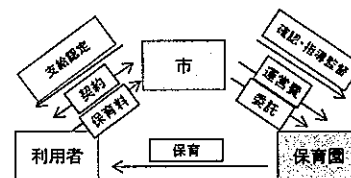


【新たな制度】

《施設(原則)・事業者》



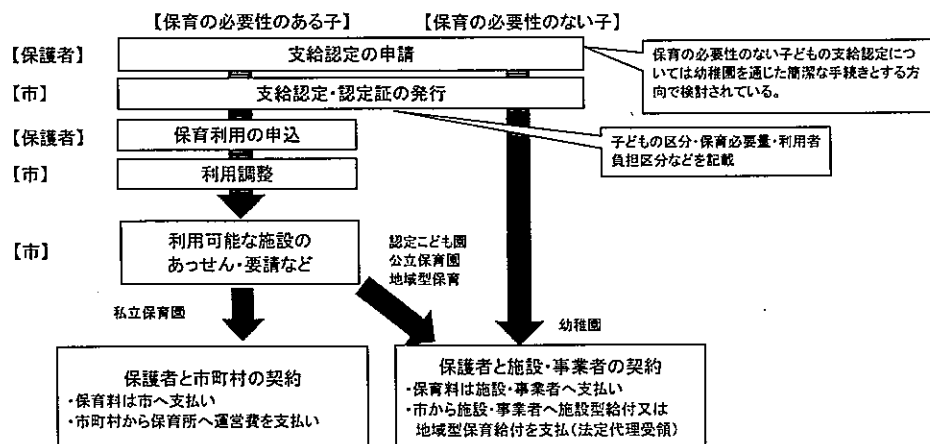
《私立保育園》



※施設型給付の対象として確認を受けない幼稚園は、私学助成を継続。

5

教育・保育施設、地域型保育の 契約までの流れ



5

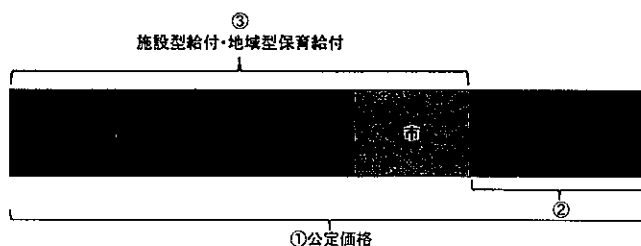
子ども・子育て支援給付(児童手当以外)

○保護者に対する給付であるが、法定代理受領により、市が施設・事業者に対し支払い

○施設型給付…認定こども園・幼稚園・保育園

○地域型保育給付…小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育

《施設型給付・地域型保育給付のイメージ》



①国基準により算定(子どもの区分、保育必要量、施設所在地域等が勘案される)

②市が定める(保護者世帯の所得状況等を勘案)

③負担割合

国:負担対象額の1/2、県:負担対象額の1/4

※負担対象額=国・都道府県が負担すべきものとして政令で定めるところにより算定した額

※経過措置:3~5歳教育のみの子どもに対する給付については、現在の負担割合

(国2:地方8)に近くなるよう調整がなされる。

7

認定こども園

■認定こども園とは

「幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に提供する施設」

■現行の認定こども園

類型	幼稚園認可	保育所認可	認定こども園認定
幼保連携型	○	○	○
幼稚園型	○		○
保育所型		○	○
地方裁量型			○

8

■ 幼保連携型認定こども園について制度の改善

現行	新たな制度
幼稚園・保育園で別々の認可・指導監督・財政措置	認可・指導監督・財政措置(施設型給付)の一本化
《設置主体》 ・幼稚園部分: 国・地方公共団体 ・学校法人 ・保育園部分: 設置主体制限なし	《設置主体》 国・地方公共団体・学校法人・ 社会福祉法人

■ 幼稚園型・保育所型・地方裁量型の認定こども園の改善 …財政措置(施設型給付)の一本化

■ 幼稚園・保育園からの移行は義務づけず、政策的促進 (公定価格でのインセンティブ、調理室設置補助等)

9

地域型保育

■ 事業

- ・小規模保育(利用定員6人～19人)
- ・家庭的保育(利用定員5人以下)
- ・居宅訪問型保育
- ・事業所内保育
(従業員だけでなく、地域の子どもに対する保育を提供)

■ 対象…満3歳未満の保育の必要な子ども

■ 事業主体 法人でなくてもよい

■ 認可・確認・指導監督、全て実施主体は市

■ 認定こども園・幼稚園・保育園と連携させる。

10

地域子ども・子育て支援事業

■対象事業

- ・利用者支援
- ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業 ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・子育て短期支援事業 ・延長保育事業 ・病児・病後児保育事業
- ・放課後児童クラブ ・妊婦健診 ・実費徴収にかかる補足給付を行なう事業

■負担割合 不明(国・県は「予算の範囲内で交付金を交付することができる」)

■大きな変化が示されている事業

放課後保育クラブ

- ・対象年齢の見直し(おおむね10歳未満 → 小学生)
- ・設備運営基準について条例制定が必要

市町村子ども・子育て支援事業計画

⇒市川市子ども・子育て支援事業計画策定にあたって
(資料7)にて記載・説明します。

地方版子ども・子育て会議

「自治体における子ども・子育て支援施策を地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することを担保するうえで重要な役割を果たす」
(子ども・子育て関連3法の公布通知)ことから、設置は努力義務
(設置の場合は条例で)



平成25年2月議会
市川市子ども・子育て会議条例制定

13

施行日

■施行日 政令で定める日から
※平成27年4月1日の予定

《例外》

- ・地方版子ども・子育て会議での意見聴取
…平成25年4月1日
- ・必要な条例制定、給付の支給認定、計画策定準備等
…平成24年8月22日

14

本格施行までの対応：保育緊急確保事業

■目的

平成26年度から本格施行までの間の保育の需要の増大等への対応

■手続きの流れ

